

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴の取扱)</p> <p>第16条 委員会は、議員のほか、<u>委員長の許可を得た者</u>が傍聴することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第27条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 参考人については、第24条（公述人の発言）、<u>第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p>	<p>(傍聴の取扱)</p> <p>第16条 委員会は、議員のほか、<u>委員長に申し出た者</u>が傍聴することができる。<u>ただし、次条の規定に基づき秘密会とされた場合その他別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその意見を述べようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書その他発言以外の方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第27条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 参考人については、第24条（公述人の発言）及び<u>前2条</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p>

第28条 [略]

2 [略]

第28条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由

委員会に係る手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。